

地域におけるスポーツ活動振興事業実施要領 ～近くで気軽にスポーツをしよう！！～

1. 目的

障害者が自分の暮らしている地域において、スポーツができる環境が整っているとは言い難い。ましてや、指導を受ける環境は皆無に等しい。

そこで、障害者がスポーツをしたい時に、いつでもスポーツができるよう希望の場所へ指導者の派遣を行うことで、地域における障害者のスポーツ環境を整備するとともに、あわせて競技力の向上を図ることを目的とする。

2. 派遣する種目

陸上・水泳・卓球・フライングディスク・ボッチャ・その他（相談に応じます）

3. 派遣指導者

島根県障害者スポーツ指導者協議会より、該当競技の指導者を派遣いたします。

※障害者スポーツ指導員とは

公益財団法人日本障害者スポーツ協会が認定した講習会を受講したもので、障害の基本内容を理解し、スポーツの導入に必要な基本的知識・技術を身につけ、実践にあたっては、健康や安全管理を重視した指導ができる者のことです。

4. 対象者

障害のある方、障害者スポーツをやってみたい方（個人・団体は問いません）。

5. 派遣の条件

- (1) スポーツ活動に対して派遣します。
- (2) 参加者の事故等については、当協会は責任を負いませんので、自己の責任でご参加ください。

6. 派遣費用

指導者に対しての謝金・旅費は、当協会が負担します。

7. 場所

指導をうける場所については、申込者の方で確保ください。

8. 派遣申請手続き等

- (1) 派遣を希望される方は、指導を受けたい日の1か月前までに所定の申請書でお申込みください。
- (2) 事務局は、申請の条件に合った指導者を選び、指導を受けられる日の2週間前までに派遣依頼者へ、派遣の可否、派遣指導者について連絡します。
- (3) 日時調整や指導内容の確認等のために派遣指導者より、申請者の方へご連絡させていただく場合がございます。

スポーツ指導者派遣します！！

公益財団法人島根県障害者スポーツ協会

〒690-0011

松江市東津田町1741-3

いきいきプラザ島根5階

TEL 0852-20-7770 FAX 0852-32-5982

E-mail info_office@spokyo.org（担当：吉岡・木下）